

# 日本喘息学会専門医制度規則

## 第1章 総則

### 第1条（専門医制度の設置）

一般社団法人日本喘息学会（以下本学会）は、気管支喘息及び類縁疾患の診断・治療に優れた医師を養成し、以て医療の向上を図り、国民の福祉に貢献することを目的として、本学会専門医制度を設ける。

### 第2条（喘息専門医の設置）

一定レベル以上の実力をもち、信頼される気管支喘息診療医を「喘息専門医」として認定する。

### 第3条（専門医の医師像）

喘息専門医は、医師として幅広い知識と技能を身につけた医師のなかで、気管支喘息及び類縁疾患の病態生理学、分子生物学、薬理学、遺伝学、疫学、症候学、診断学、治療学に関する豊富な知識を有し、重要な専門的検査技術を修得し、豊富な臨床経験を有することに加えて、厳格な倫理に基づいて誠実に職務を遂行することを要す。

喘息専門医を養成するために、日本喘息学会では、日本喘息学会の専門医制度研修カリキュラムを修了し、本学会が行う専門医試験に合格することなどの条件を満たした医師に対して、厳正な審査によって喘息専門医の認定証を授与する。

### 第4条（専門医制度審議会の設置）

本制度の運営のために専門医制度審議会（以下、審議会）を置き、専門医を認定するための諸制度を定める。

## 第2章 審議会

### 第5条（審議会議長の選任）

理事会は審議会議長を選任し、理事長が委嘱する。

### 第6条（審議会の構成及び委員の選出）

審議会の構成と委員の選出は理事会の議を経て理事長が委嘱する。

構成内容と任期については細則に示す。

### 第7条（審議会の開催）

審議会は、委員の過半数が出席しなければ、その議を開き議決することができない。

### 第8条（議事の決定）

審議会の議事は、出席者過半数の同意をもって決し、また可否同数のときは審議会議長が決するものとする。

## 第3章 専門医の申請ならびに認定医証の交付

### 第9条（専門医認定申請の条件）

専門医の認定を申請する者は、次の各条件をすべて充足することを要する。

1. 医師免許を取得して7年以上の臨床経験を有し、本学会の会員であること。
2. 本学会所定の研修カリキュラムに従い、喘息診療の実績及び指定する研修実績を有すること。

臨床研修内容の取扱いは、別途定める。

#### 第10条（認定申請の手続き）

専門医の認定を申請する者は、認定審査料を添付の上、次の各項に定める書類を審議会に提出しなければならない。

1. 専門医認定申請書
2. 専門医認定申請書に記された主な業績を証明する文書
3. 医師免許証（写）

#### 第11条（専門医証の交付）

理事長は、資格審査委員会において専門医として推薦された者に対し、審議会及び理事会の議を経て専門医証を交付する。専門医は5年毎に更新の手続きをとらなければならない。更新の規定は別に定める。

### 第4章 専門医の資格の喪失

#### 第12条（専門医資格喪失の要件）

専門医は次の理由によりその資格を喪失する。

1. 正当な理由を付して専門医としての資格を辞退したとき。
2. 本学会の会員としての資格を喪失したとき。
3. 申請書類に虚偽が認められたとき。
4. 専門医の更新を受けないとき。

#### 第13条（専門医資格取り消し）

専門医としてふさわしくない行為のあった者に対しては、審議会及び理事会の議決によって専門医の認定を取り消すことができる。

### 第5章 規則の改廃

#### 第14条（規則改廃の手続）

この規則の改廃は審議会の議を経て、理事会の承認を受けなければならない。

#### 第15条（施行細則の制定）

この規則施行についての細則は別に定める。

#### 附則

この規則の施行に関して、審議会及び理事会によって決定された事項は速やかに本学会機関誌に掲載し、会員に通告する。

令和4年4月5日制定

令和7年1月31日改訂